

# 地域会・支部による「月次決算体制の構築支援」実践勉強会開催レポート

TKC全国会が掲げる運動方針第1フェーズ「月次決算体制の構築支援」に向けて実践勉強会を9月から順次開催している。本稿では各地域会・支部による開催レポートを連載する。

## TKC近畿兵庫会 東播支部

とき…令和7年9月9日(火)  
ところ…三木ホースランドパーク

### 10年後の事務所の将来を 参加者全員で考える

TKC近畿兵庫会は各支部で「月次決算体制の構築支援」実践勉強会を開催している。

同会東播支部の勉強会では、桑村浩弥会員がリーダーを務め、参加者が一緒に事務所の将来を考えるディスカッション中心の勉強会を開催している。(会員13名、幹部職員4名が参加)

第1回は、テキスト『TKC会計人 業務の未来設計』にそって次の二つテーマのディスカッションが行われた。

#### ① 税務行政3・0とデジタル

インボイスで世の中はどう変化するか？

#### ② 多様な働き方

に対応して、優秀な人材を確保するためには何をすべきか？

ディスカッションを通じて、

次のような意見が挙がった。

「これまでは、関与先が最優先、職員のことは二の次と考えていたのかもしれませんが。職員が生き生きと働ける事務所を目指したいです。」

「デジタル化が遅れている実感



近畿兵庫会東播支部(9月9日)

はありますが『関与先や職員にも問題がある』と目を背けていました。関与先から選ばれる事務所を考えたときに、所長自らが率先して対応しなければ進まない、と危機感を感じました。」

「在宅ワークや週休3日、フレックスタイム制など柔軟な働き方の対応が必要と感じました。職員の待遇を改善するために、顧問料などの見直しが必要との結論ができました。」

勉強会は来年5月まで全7回の開催を予定している。

(神戸SCサービスセンター長 酒井賢樹)

## TKC東京中央会 中央支部

とき…令和7年9月10日(水)  
ところ…TKC東京本社

### 「月次決算速報サービスの実績向上」を目指す

TKC東京中央会は各支部で「月次決算体制の構築支援」実践勉強会を開催している。

同会中央支部の勉強会では、温井徳子会員がリーダーを務め、守屋貴史支部長をはじめ、定員は10名とし少人数で開催した。勉強会の開催目的を次のように定めている。



東京中央会中央支部(9月10日)

- ①テキスト『TKC会計人 業務の未来設計』にある「6つの課題」を克服するための勉強会
- ②東京中央会を牽引するトップランナーとなるための勉強会
- ③東京中央会の重点目標である「月次決算速報サービスの実績向上」を目指す勉強会

## 課題の解決策を検討する ディスカッション

第1回は、テキストを確認した後、F Xクラウドへの移行、月次決算速報サービスの推進における課題を温井会員の進行のもとで参加者から意見を募り、解決策を検討した。いわゆる「食わず嫌い」のような課題が参加者から挙がったが「TKCの新サービスを関与先がわかるように伝えることが会員の役割なのでないか」、「とこしえ別冊特集号『月次決算速報サービスの利用企業の声』を社長に見せて啓蒙している」などの発言も挙がった。

また、参加者による「スマホで経費」の実演などF Xクラウドの機能に関する実演も行われた。「この勉強会はためになる」といった感想も述べられた。

なお、勉強会は年内は残り2回開催。来年も継続開催される予定である。

(首都圏SCGサービスセンター長 中村俊介)

## TKC東北会 山形県支部

とき…令和7年10月2日(木)  
ところ…山形SCGサービスセンター

TKC東北会山形県支部は、山形市内の山形センターと庄内地域の特設会場をWebで接続し、「月次決算体制の構築支援」実践勉強会を開催、両会場をあわせて会員、幹部職員が31名、SCGも全員参加した。

はじめに地域会代表者の兼子伴会員から前回の振り返りを含めた開催趣旨を述べた。

## あるべき収益構造「料金表は 今後の値上げに向けて必要」

今回はテキスト『TKC会計人 業務の未来設計』の第1部第4章「あるべき収益構造」を司会の丹野覚会員が解説した後、庄内会場の三谷太郎会員からは自事務所の報酬に対する時間単価計算の考え方が共有された。

参加者からは「手間を要する関与先ほど顧問料は安い傾向にある」といった声があり、適正な顧問料の値上げや過重負担を解消するために何をするか意見交換が行われた。

また、顧問料の値上げが「お願い」とならないよう標準料金表を作成している事例も共有された。

有された。「業種や部門数、仕訳数等の基準を考慮し毎年改定していけば、いざ値上げする機会が訪れた際に自信をもって提案できる」といった意見があった。

## 税理士法第45条が要求する 巡回監査

山形県支部巡回監査・事務所経営委員長の小形一平会員から、テキストのコラム「税理士法第45条が要求する巡回監査」を解説の後、国税庁が公開している懲戒事例（相当注意義務違反を含む）が紹介された。全部監査による事実認定が求められており巡回監査における三現主義の重要性も訴えた。

「できない理由は会計事務所側にあるのでは」といった意見も上がり、次回のテーマである、「最先端の巡回監査手法をマスターする」にもつながる内容であった。

(山形SCGサービスセンター長 平山 豊)



東北会山形県支部(10月2日)